

国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
移転建替整備事業寄付受入要領

国立研究開発法人国立循環器病研究センター移転建替整備事業寄付受入要領

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の移転建替整備事業寄付金等に対する会計経理について適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 センターの移転建替整備事業に充てることを目的とした寄付を移転建替整備事業寄付金等という。

(移転建替整備事業寄付金等受入れの条件)

第3条 センターは、移転建替整備事業に係る寄付をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、当該寄付を受け入れることができない。

- 一 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲渡または貸与すること
  - 二 移転建替整備事業寄付金等の使用について、寄付者がその会計を検査すること
  - 三 前各号に掲げるもののほか、移転建替整備事業に係る寄付をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること
  - 四 移転建替整備事業に係る寄付の申込み後に、寄付者の意思により、移転建替整備事業寄付金等の全部または一部を取り消すことができるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。
- 一 寄付金品の受け入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
  - 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者からの寄付
  - 三 反社会的勢力からの寄付
  - 四 移転建替整備事業に係る寄付をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの
  - 五 その他理事長が適当でないと認めるもの

(外部資金受入審査会)

第4条 移転建替整備事業寄付金等受入れの決定は理事長が行う。

- 2 理事長は、1000万円を超える移転建替整備事業寄付金等（寄付が物品等である場合は、申出時点の時価とする。）の受入については、外部資金受入審査会（以下「審査会」という。）の事前の審査を経て受入れを決定するものとする。
- 3 理事長は、200万円を超え1000万円以下の移転建替整備事業寄付金等の受入については、事後の審査会の審査を以て、受け入れることができる。
- 4 審査会について必要な事項は別に定める。

(移転建替整備事業寄付金等の受入れ)

第5条 理事長は、別紙1に定める移転建替整備事業寄付申出書により、寄付の申出を受けるものとする。

2 1000万円以下の移転建替整備事業に係る寄付の場合、寄付申出者より以下の情報の提供があったときは、別紙1移転建替整備事業寄付申出書に代えることができる。

一 寄付申出者の氏名、住所、連絡先

二 寄付金額

三 第3条第1項各号、並びに第2項第2号及び第3号に該当しない旨の確認

四 寄付による寄付申出者の氏名の公開の可否の確認

五 第8条にかかる銘板の寄付申出者の氏名の公開の可否の確認

3 理事長は、移転建替整備事業に係る寄付を受け入れることが適当であると認めるときは、別紙2に定める移転建替整備事業寄付受入書を、適当でないと認めるときは別紙2-2に定める移転建替整備事業寄付辞退書をそれぞれ寄付申出者に送付するものとする。

4 寄付申出者が移転建替整備寄付を支払った後に、その寄付申出者が第3条に該当することが判明した場合は、その寄付申出者に対し移転建替整備事業寄付辞退書を送付し、移転建替整備事業に係る寄付を返還することができる。

(移転建替整備事業寄付金等の受領)

第6条 理事長は、移転建替整備事業寄付金を受領したときは、寄付者に対し別紙3に定める移転建替整備事業寄付金領収書を送付するものとする。

2 理事長は、寄付として物品等を受領したときは、寄付者に対し別紙3-2に定める移転建替整備事業寄付受領書を送付するものとする。

3 移転建替整備事業寄付金は、専用の銀行口座を設けて管理するものとする。

(寄付者への報告)

第7条 前条第1項及び第2項の寄付金等を使用した事業が終了したときは、概ね年度末に寄付者へ報告するものとする。ただし、センターのホームページ上で公開することをもって代えることができるものとする。

(銘板掲載)

第8条 移転建替整備事業寄付金額が100万円以上の個人、法人、団体は、新センター開設時に「国立循環器病研究センター移転建替整備事業寄付者銘板」(仮称)に芳名を刻み、顕彰するものとする。

2 前項に基づき顕彰する場合は、予め寄付者にその可否を確認のうえ、実施するものとする。

(その他)

第9条 寄付金品に係る会計経理については、この要領に定めるもののほか、国立研究開発法人国立循環器病研究センター会計規程(平成22年規程第30号)その他セン

ターの関係諸規程の定めるところによる。

附 則（平成 27 年要領第 25 号）

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年要領第 38 号）

（施行期日）

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。